

決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正について

平成29年 2月10日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正を行い、平成29年3月31日から施行します。

今回の改正は、企業の情報開示について統合的な開示の在り方を議論された、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、昨年4月にとりまとめられました提言の内容を踏まえ、決算短信・四半期決算短信（以下「短信」といいます。）の様式について使用義務をとりやめることで、開示に係る自由度を高めることとするものです。

II. 改正概要

当取引所が定める短信の様式のうち、本体である短信のサマリー情報について、上場会社に対して課している使用義務は、これを撤廃します。

（備 考）

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条

III. 施行日

平成29年3月31日から施行し、この改正規定施行の日以後最初に終了する事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用します。

以 上